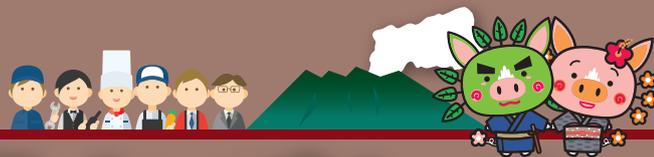


9

中央会月刊誌



中小企業かごしま

2024 第831号

■ 特集1: 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正について



川内大綱引き

鹿児島県中小企業団体中央会

中央会 共済制度をご活用ください！

中央会では、中小企業の経営者や従業員の福祉向上のための各種共済制度を実施しております。

経営者・役員・従業員とそこご家族の安心の保障を準備するために中央会の共済制度をご活用ください。

従業員のための
退職金準備に

特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

経営者・従業員のための
万一の保障

団体扱生命保険

☆オーナーズプラン
経営者の
各種リスクマネジメントのために
☆パートナーズプラン
役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート

団体扱※(月払)の場合、
一般扱(口座振替扱月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！

業務上の災害の備えに

業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまの労災事故などのリスクを
カバーする保険です。

病気やケガで働けなく
なったときのために

所得補償保険

病気やケガによる
入院・自宅療養により
働けなくなった場合に、
サポートする保険です。



組合と共に明日を拓く中央会

鹿児島県中小企業団体中央会

(総務企画課)

TEL : 099-222-9258 FAX : 099-225-2904

※団体扱とは、鹿児島県中小企業団体中央会が団体扱としてお申込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して各保険会社へ払い込む取り扱いのことです。一部対象とならない商品・契約がありますので、詳細はお問い合わせください。

CONTENTS

特集 ● 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正について……………	2
中央会の動き……………	5
● 女性活躍推進セミナーを開催	
● 中央会青年部会がボランティア活動に参加	
● 理事長に求められる行動力と決断力について学ぶ ～令和6年度組合員・組合役員講習会を開催～	
コラム……………	6
● 中央会職員リレーコラム(第3回)	
インフォメーション……………	7
● 組合事務局講習会開催のお知らせ ～高齢者雇用安定法の改正等について～	
教えてぐりぶー!組合運営……………	9
● 第103回「反社会的勢力排除に向けた取り組み」について	
組合運営のスペシャリストを目指そう!……………	10
～中小企業組合検定試験問題にチャレンジ～	
業界情報 令和6年7月 情報連絡員報告……………	12
倒産概況 令和6年8月 鹿児島県内企業倒産概況……………	15
中央会関連主要行事予定……………	16

鹿児島県信用保証協会からのご案内

コロナ関連融資の借換や経営力の強化をサポート

伴走支援型借換支援資金の後継として

保証限度額

5,000万円(ゼロゼロ融資の借換可能)

経営力強化資金

保証料率(県補助後)

セーフティネット保証5号 一律**0.62%**
一般保証 0.27%~1.57%

(県制度)が創設されました

【お問合せ先】 保証部 ☎099-223-0271 経営支援部☎099-223-0274



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

鹿児島県信用保証協会

検索

HP▶

LINE公式アカウント友だち募集中
友だち追加はこちらから!

LINE▶



なんぎん スマホde住宅ローン

自宅に居ながら
住宅ローンが
申し込める!さっそく
アクセス!

入力 審査 回答

お申し込みの流れ

↑折り返しお電話いたします↓

POINT! ① いつでもどこでもお申し込みできます! 当行に取引がなくてもOK

POINT! ② 入力項目は必要最低限!

南日本銀行 ミナミネット支店

<https://373net.jp>

なんぎん 住宅ローン 検索

☎0120-131-373

平日/午前9時~午後5時

話せるところ 頼れるところ

南日本銀行

本特集は、令和7年4月より段階的に施行される育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正のポイントを紹介します。

改正について
育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の

育児・介護休業法の改正ポイント



1. 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります

- 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する**柔軟な働き方を実現するための措置**
- 事業主が選択した措置について、労働者に対する**個別の周知・意向確認の措置**

- ・ 事業主は、
- ・ 始業時刻等の変更
- ・ テレワーク等(10日/月)
- ・ 保育施設の設置運営等
- ・ 新たな休暇の付与(10日/年)
- ・ 短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方
※テレワーク等と新たな休暇は、原則時間単位で取得可とする。

の中から2以上の制度を選択して措置する必要があります。

- ・ 労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・ 事業主が措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。
- ・ 個別周知・意向確認の方法は、今後、省令により、面談や書面交付等とされる予定です。



2. 所定外労働の制限(残業免除)の対象が拡大されます

改正前

3歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限(残業免除)を受けることが可能。



改正後

小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能になります。



3. 育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます

- **3歳に満たない子**を養育する労働者が**テレワーク**を選択できるように措置を講ずることが、事業主に**努力義務化**されます。

4. 子の看護休暇が見直されます

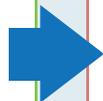
改正前

【名称】
「子の看護休暇」

【対象となる子の範囲】
小学校就学の始期に達するまで

【取得事由】
病気・けが、予防接種・健康診断

【労使協定の締結により除外できる労働者】
(1) 引き続き雇用された期間が6か月未満
(2) 週の所定労働日数が2日以下



改正前

【名称】
「子の看護**等**休暇」

【対象となる子の範囲】
小学校3年生修了までに**延長**

【取得事由】
感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式を**追加**

【労使協定の締結により除外できる労働者】
(1) を撤廃し、**(2) のみに**（週の所定労働日数が2日以下）

5. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります

- 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、**労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮**が事業主に義務づけられます。
- ・意向聴取の方法は、省令により、面談や書面の交付等とする予定です。
- ・具体的な配慮の例として、自社の状況に応じて、勤務時間帯・勤務地にかかる配置、業務量の調整、両立支援制度の利用期間等の見直し、労働条件の見直し等を指針で示す予定です。
- さらに、配慮に当たって、望ましい対応として、
 - * 子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長すること
 - * ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること等を指針で示す予定です。



ビジネスや観光の拠点に好適な立地で、癒しの空間を提供するシティホテル。料亭竹千代、ダイニング皇(ひめらぎ) 想咲鉄板 薩摩(そうさくてっばん さつま)など 飲食施設も充実。



ホテル・レクストン鹿児島

<http://nisikawa.net/lexton/>

TEL.099・222・0505

〒892-0844 鹿児島市山之口町4-20



市電「高見馬場」電停下車 徒歩3分

6. 育児休業取得状況の公表義務が 300 人超の企業に拡大されます

- 公表内容は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合	② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\begin{aligned} &\text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ &+ \\ &\frac{\text{小学校就学前の子の育児を目的とした} \\ &\text{休暇制度を利用した男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}} \end{aligned}$

7. 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認の措置**（※面談・書面交付等による。）
- 介護に直面する前の早い段階（40 歳等）での両立支援制度等に関する**情報提供**
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい**雇用環境の整備**（※研修、相談窓口設置等のいずれかを選択して措置。）
- 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務
- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止



次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

1. 法律の有効期限が延長されました

- 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までとなっていた法律の有効期限が、**令和 17 年（2035 年）3 月 31 日までに延長**されました

2. 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が義務付けられます

従業員数 100 人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付けられます。（従業員数 100 人以下の企業は、努力義務の対象です。）

- 計画策定時の**育児休業取得状況や労働時間の状況把握等（PDCA サイクルの実施）**
- 育児休業取得状況や労働時間の状況に関する**数値目標の設定**

お問い合わせは鹿児島労働局雇用環境・均等室へ
TEL: 099-223-8239

育児・介護休業法、
次世代育成支援対策
推進法ホームページ



女性活躍推進セミナーを開催

8月23日、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」において、女性活躍推進セミナーを開催しました。

講師に株式会社ミュートック 35 代表取締役 谷口栄美子 氏をお招きし、「逆境を乗り越えた女性リーダーから学ぶ！企業を成長に導く女性の力」と題して、主婦からいきなり父の会社を承継し、リーマンショックによる不況の中、自社の強みも分からなかった状態から経営改革に取り組んだ経験や、受注生産型からの脱却を図り自社の精密板金加工の技術を活かした自社ブランド「Corherz」や「The BLOSSO」を立ち上げた経緯などについてご講演いただきました。



セミナーの様子

谷口氏は自社ブランドについて「最初はそんなにお金になるものでなく、いつが辞め時か考えていた。しかし、ホームページなどでPRしていると、お客様から関心を持っていただけるだけでなく、自社ブランド製品から興味を持ってくれた優秀な人材を確保することにもつながった。」と述べ、企業における人材登用については「誰しも活躍できる場というのがあり、それぞれの能力を伸ばして活躍させることのできる体制が大切である。また、自分もそうだが、女性で気の弱い人を見たことがない。特に子育て経験のある女性はすごい力を持っていて、とても効率の良い仕事をしてくれる人が多い。」と述べました。

参加者は、谷口氏の会社承継から現在までの経験談を聞き、女性リーダー像や経営についてのヒントを得た様子でした。

中央会青年部会がボランティア活動に参加

8月25日、本会青年部会（堂園春樹会長）が「第22回かごしま錦江湾サマーナイト大花火大会」のボランティア清掃（鹿児島市）に参加しました。

地域貢献と青年部会員同士の業種の垣根を超えた交流促進を目的としており、5団体48名が出席しました。

当日、清掃活動は朝の8時から行われ、天候もよく朝の涼しい空気の中で会員間が親睦を深めることができました。今後も、青年部会及び組合青年部の活性化につながる取組を推進していきます。



参加団体（順不同）

- ◆ 鹿児島県環境整備事業協同組合青年部会
- ◆ 鹿児島市管工事協同組合青年部会
- ◆ 鹿児島電気工事業協同組合青年部会
- ◆ 鹿児島県生コンクリート工業組合青年部
- ◆ 鹿児島県冷凍空調工業保安協会青年部会

理事長に求められる行動力と決断力について学ぶ ～令和6年度組合員・組合役員講習会を開催～

9月4日、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」において、「企業と組合の両立～理事長に求められる行動力と決断力～」をテーマに、令和6年度組合員・組合役員講習会を開催しました。講師に、事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会 代表理事 田中 博氏をお招きし、組合設立の経緯や組合事業の取り組み事例・成果等についてお話しいただきました。

田中氏は、「設立以降、共同求人・共同販売・教育情報提供・外国人技能実習生共同受入を中心に、行政・支援機関と連携して、市内経済の発展と雇用の拡大を図るために活動している。当組合の特徴として異業種間連携組合であることが挙げられ、各組合員の強みを生かし、弱みを補うことを目的に組合内部に8つの部会を設置している。部会は少人数で構成されているため、積極的な意見交換が行われている。各部会で練った戦略・事業を最終的には他部会でも活用できるよう展開しており、組織内の横の連携が整っている。組織内部で自発的に活性化する環境を整備することが重要である。」と述べられました。

また、本会から「根拠法から見る理事の責務」をテーマに、組織運営を推進する中で理事に求められる役割等について説明をしました。

講習会の参加者は、組合・行政・支援機関が連携した三位一体の活動事例を学ぶとともに、組合事業活性化のためのヒントを得ることができた様子でした。



田中代表理事の講話

中央会職員リレーコラム (第3回)

身近な出来事を話題にした中央会職員リレーコラムを定期的に掲載いたします。



連携情報課課長補佐兼
省力化補助金センター長
鵜木 寿英
趣味：競馬予想、音楽鑑賞

早いもので今年45歳になりました。人生100年時代。折り返し地点が目の前に近づいてきており、最近では身体のいたる所に不調を感じる日々です(笑)。

とはいえ、子育て世代真っ只中の共働きの我が家では、毎日(平日は特に)の帰宅後の慌たしさは中々のものです。

そんな中、好きなお酒を片手に趣味の競馬予想をしている週末夜の遅い時間が、至福のひとつときとなっています。今年は例年以上に暑い夜が多く、焼酎のソーダ割りをよく楽しみました♪

焼酎の香りと強炭酸の刺激が暑い夜に最高なんです♪♪

が、普段から焼酎等を飲む全国930人を対象にしたアンケート調査で、約4割が焼酎のソーダ割りを知らないという結果であったとの記事を目にし、とても驚きました。

自分の中での当たり前が、当たり前ではないと感じた瞬間でもありました。

毎週末の至福のひとつきをいつまでも過ごせるよう、お酒の量は程々に、健康寿命を延ばす取り組みもしなければと感じている今日この頃です。

組合事務局講習会開催のお知らせ

～高齢者雇用安定法の改正等について～

【案内】令和6年度第2回組合事務局講習会

日時：10月29日(火) 14時00分～16時00分
場所：ホテルレクストン鹿児島（鹿児島市山之口町4-20）

テーマ① 年末調整の実務 ～定額減税等の変更点について～

令和6年の最重要ポイントである「定額減税」を中心に、令和6年以降の年末調整に関する変更点やポイントについて解説していただきます。

テーマ② 高齢者雇用安定法改正 ～65歳までの雇用確保への対応～

2025年4月から義務化される65歳までの継続雇用制度について、改正点や事業者が準備すべきポイントについて解説していただきます。

※詳細は中央会 HP もしくは中央会までお問い合わせください。

高齢者雇用安定法は、高齢化が進んで労働人口が減少している中、働く意欲のある高齢者が、年齢に関わらず、能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備するための法律です。

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

今回は、高齢者雇用安定法の改正ポイントと年末調整の実務の2つのテーマで上記講習会を開催いたしますのでぜひご参加ください。（※参加費無料）



その印刷に高付加価値を。

IMPACT.P の EASTASAH
PRINTING COMPANY

〒891-0122 鹿児島市南栄3丁目30-7
TEL.099-266-5522 FAX.099-266-5523

<https://eastasahi.com>

令和6年度 65歳超雇用推進 助成金のご案内



詳しくは
こちらへ

助成金HP



本助成金は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用管理制度の整備等、高齢者の
有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主に対して助成し、高齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。

65歳超継続雇用促進コース

A.65歳以上への定年引上げ、B.定年の定め廃止、C.希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、D.他社による継続雇用制度の導入のいずれかを実施した事業主に対して助成を行うコースです。

支給額 定年引き上げ等の措置の内容や年齢の引上げ幅等に応じて、下表の金額を支給します。

【A.65歳以上への定年の引上げ、B.定年の定め廃止】

措置内容 60歳以上 対象被保険者数	65歳	66～69歳		70歳以上	定年の定め 廃止
		(5歳未満の引上げ)	(5歳以上の引上げ)		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

【C.希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

60歳以上 対象被保険者数	措置内容	66～69歳	70歳以上
1～3人		15万円	30万円
4～6人		25万円	50万円
7～9人		40万円	80万円
10人以上		60万円	100万円

【D.他社による継続雇用制度の導入※】

措置内容	66～69歳	70歳以上
支給上限額	10万円	15万円

※ A～Dのいずれの措置を実施する場合も、実施前の定年または継続雇用年齢(Dの場合、他の事業主における継続雇用年齢も同様)が70歳未満である場合に支給します。

※ 上記表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の1/2の額を助成します。

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度(賃金制度、健康管理制度等)の整備に係る措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成するコースです。

支給額 ①雇用管理制度の導入等に必要となる専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費、②雇用管理制度の実施に伴い必要となる機器等の導入に要した経費です。支給対象経費(上限50万円)に60%(中小企業事業主以外は45%)を乗じた額を支給します。

区分	支給額
中小企業事業主	支給対象経費の60%
中小企業以外の事業主	支給対象経費の45%

※ 初回の支給対象経費については、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします(2回目以降は50万円を上限とする実費)

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成を行うコースです。

支給額 対象労働者一人につき、右表の金額を支給します。

※ 支給申請年度1適用事業所あたり10人までとします。



中小
企業

30万円

中小企業
以外

23万円

令和6年度(2024年度)九州・山口 生涯現役社会推進大会鹿児島県大会

参加
無料

要事前申込み

主催：鹿児島県九州・山口生涯現役社会推進協議会

令和6年 10月23日(水) 13:00～16:00
開場/12:30

場所 カクイクス交流センター・県民ホール
(かごしま県民交流センター)鹿児島市山下町14-50

定員 300名(先着順) オンライン:無制限



第一部

高齢者雇用 優良企業表彰
事例発表
各種情報提供

第二部

特別講演 原口 泉氏
(志学館大学人間関係学部 教授)
「薩摩の教育研究は生涯現役」



問い合わせ先



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
鹿児島支部高齢・障害者業務課

TEL:099-813-0132

JEED 鹿児島



第103回「反社会的勢力排除に向けた取り組み」について

組合のコンプライアンス強化に対する方針として、反社会的勢力との関係排除を検討しています。有効な方法がありますか？



はい!お答えします!



反社会的勢力（※）の排除に向けた対応は、コンプライアンス強化の他、組合員や従業員、組合への影響を防ぐためにも大切な取り組みです。有効な方法の一例として、以下の2つをご検討ください。

(1) 定款への反社会的勢力排除規定

反社会的勢力が組合員や役員となり、組合運営に関与しないようにするため、組合の定款に反社会的勢力を排除する規定を設けることができます。これにより、安定した事業運営だけでなく、反社会的勢力排除の姿勢を内外に示すことで、組合の信用力向上等も期待されます。

なお、本会が策定した定款参考例では、第8条（組合員の資格）、第13条（除名）、第25条（役員の定数等）について、反社会的勢力が「組合員になることができないこと」、「総会の議決から除名すること」、「役員となることができないこと」が規定されています。

(2) 反社会的勢力排除条項の導入

契約書等の中に、①反社会的勢力が、取引の相手方となることを拒絶する旨や、②当該取引が開始された後に、相手方が反社会的勢力であると判明した場合や相手方が不当要求を行った場合に、契約を解除してその相手方を取引から排除できる旨を盛り込んでおくことが有効です。

※反社会的勢力：暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団 等



定款変更する場合は事前に中央会に相談してほしいぶ〜



次の文章にふさわしい勘定科目を、選択肢の中から選び、記号で答えなさい。

(解答はP16に記載)

1. 流動資産に計上されるもの

- a. 貯蔵品 b. 前受金 c. 備品 d. 創立費

2. 有形固定資産に計上されるもの。

- a. 前払金 b. 建設仮勘定 c. 未払金 d. 受取手形

3. 無形固定資産に計上されるもの。

- a. 開発費 b. 車両運搬具 c. 長期借入金 d. 商標権

4. 流動負債に計上されるもの。

- a. 出資金 b. 開発費 c. 買掛金 d. 建物

5. 固定負債に計上されるもの

- a. 退職給与引当金 b. 売掛金 c. 教育情報費用繰越金 d. 貸倒引当金



令和6年度

中小企業組合検定試験

チャレンジ！ 検定試験を受けて組合士になろう！！



受験申込

令和6年度中小企業組合検定試験
受験申込サイトから
お申込みください。



受験資格

特になし(ただし、組合士として認定されるには組合等での3年以上の実務経験が必要です)。

試験科目

組合会計 組合制度 組合運営

試験日

令和6年12月1日(日)

試験地

札幌・青森・仙台・秋田・郡山・水戸・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・京都・松江・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・宮崎・浦添

願書受付期間

令和6年9月2日(月)～10月21日(月)

受験料(税込)

6,600円 ※一部科目免除者については、5,500円(二科目受験)、4,400円(一科目受験)。

お問い合わせ先

お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会または
全国中小企業団体中央会(TEL.03-3523-4907)までお問い合わせ下さい。

組合士

検索

鹿児島県内の景況について

令和6年7月

令和6年7月期における鹿児島県内45組合(傘下組合員数4,160社)の景況は次のとおり。

【前月比】

「売上高」、「収益状況」が2ポイント悪化した。今年は例年以上に連日猛暑日に見舞われ、外出を控える動きが高まったことに加え、価格転嫁が進まないことや仕入れ価格の高騰により収益を見いだせない状況が続いている。さらに、人手不足を心配する声が広がっている。

【DI値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	令和6年6月	令和6年7月	
業界の景況	-16	-15	➡
売上高	-14	-16	⬇
在庫数量	-2	-3	⬇
販売価格	4	3	⬇
取引条件	-6	-5	➡
収益状況	-17	-19	⬇
資金繰り	-7	-10	⬇
設備操業度	-5	-3	➡
雇用人員	-2	-3	⬇

※比較結果(数値の範囲)

↑ = +10以上
 ➡ = +5 ~ +9
 ➡ = 0 ~ +4
 ⬇ = -9 ~ -1
 ⬇ = -10以下

【前年同月比】

「業界の景況」が6ポイント、「売上高」は16ポイント、「収益状況」は12ポイント悪化した。原材料・エネルギー価格の高騰、人件費の上昇等により昨年に比べて極めて厳しい状況が窺える。また、円安進行等による物価高の影響で消費者の節約志向が高まり、大幅に売上が落ち込んでいる状況である。

【DI値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	令和5年7月	令和6年7月	
業界の景況	-9	-15	⬇
売上高	0	-16	⬇
在庫数量	-5	-3	➡
販売価格	16	3	⬇
取引条件	-4	-5	⬇
収益状況	-7	-19	⬇
資金繰り	-4	-10	⬇
設備操業度	-3	-3	➡
雇用人員	-8	-3	➡

DI値とは、前月又は前年同月から「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

製造業

【食料品(味噌醤油製造業)】

猛暑続きでみそ・しょうゆの需要が思うように伸びない中、めんつゆでなんとか昨年並みの売上を確保した。今年の猛暑はめんつゆ需要の後押しにはなっており、お盆頃までの需要増を期待したい。

【食料品(酒類製造業)】

(令和6年7月分データ) (単位:k0・%)

区分	R5.7	R6.7	前年同月比	
製成数量	3,087.4	4,228.3	137.0%	
移出数量	県内課税	2,844.0	2,853.8	100.3%
	県外課税	4,274.8	4,084.0	95.5%
	県外未納税	1,324.4	1,742.5	131.6%
在庫数量	175,092.4	181,960.0	103.9%	

【食料品(漬物製造業)】

設備更新を諦め、廃業する話がある。また、既存会

社への代替品としての新規取引の話が多少ある。

【食料品(蒲鉾製造業)】

今月は御中元シーズンで去年より売上は減少したが、一定の売上は保っている。一番の心配事は製造工場内の猛暑による熱中症で、現場は揚げ油のフライヤーと蒸気などで高温になり、同業他社も悩んでいる。今のところ熱中症はでていないが、9月中旬までは気が抜けない。また、現在円高に振れているが年末の需要には間に合わない。蒲鉾業界もお盆の繁忙期に入るので、売り上げ増に期待したい。

【食料品(鯉節製造業)】

7月に入り沖漁がうすく浜値は横ばいであった。また、猛暑で消費減退している。雑節原料もうすく横ばいから宗田鯉に関しては急落している。一時の半値と減った。

【食料品(菓子製造業)】

今年の夏は異常に暑く、路面店への来客が非常に少なかった。冷菓に力を入れている店も多くなってい



るが、通常販売の小規模店は厳しいところもある。

【食料品（茶製造業）】

共販実績、前年度売上対比は 105.6%（前年 7 月売上対比 58.5%）であった。

【本場大島紬織物製造業】

売上が減少し、呉服全般どの産地も厳しい状況である。

【本場大島紬織物製造業】

検査反数は 9%減少であった。年末の催事に期待したい。

【木材・木製品】

猛暑の 7 月は散々な商況月であった。月前半は暑さに加えて長雨も祟り、原木素材の出材や製材製品の出品も低調で、それらの需要は近年になく低迷した。価格動向についても、諸物価の高騰には程遠く業界筋では多くの嘆息が聞こえる厳しい状況下にあり、**当分は現状が継続するのではと推察**される。

【木材・木製品】

鹿児島県の 5 月分の新設住宅着工戸数は、678 戸で前年同月比 102%、うち木造は、430 戸で同 107%となり、昨年とほぼ変わらず。県産スギ丸太 4 m 中目材の 6 月の価格は、前年同月比 127%となり、持ち直してきている。一方、スギ製品の柱角の 6 月の価格は、前年同月比 91%、KD 材は、同 92%とスギ製品は令和 4 年 8 月から僅かずつ下がり続けていて製材所は、**原木高の製品安**で大変厳しくなっている模様である。

【生コン製造業】

対前年比で、官公需、民需合計 90.0%となった。

対前年比で、増加した地域は 8 地域（増加率順に屋久島 184.0%、与論島 92.5%、甑島 88.2%）となっている。一方、10 地域が減少（減少率順に宮之城 73.1%、南隅 60.4%、沖永良部 59.3%）した。なお、鹿児島地域は対前年比で官公需 137.9%、民需 104.5%、合計 114.2%となっている。

【コンクリート製品製造業】

7 月度の出荷量は、4,126 トンの前月度同月比 91.6%となった。出荷実績は鹿児島地区、熊本地区、奄美地区以外の地区は前年度を下回る結果となった。特に始良・伊佐地区においては前年度同月比 48.1%となっている。7 月度の**受注量も前年度を下回っており、昨年度から厳しい状況が続いている。**

【鉄鋼・金属（機械金属工業）】

全国的に鉄骨需要の低迷が長引く中、**仕事量の減少により受注価格は下落傾向**である。鋼材や副資材等の価格上昇分の転嫁も追いつかず景況感が悪化している。

【畳製造業】

資材価格が上昇しているが、**販売価格の値上げができない状況**が続いている。

【印刷業】

組合の共同購買事業として印刷機械洗浄のための洗い油があるが例年に比べて各事業所からの**注文が極端に減っている**。印刷業界における景気動向の指標のひとつでもある洗い油の閑散期が夏場であることも追い打ちをかけている状況である。

非 製 造 業

【水産物卸売業】

昨年度同月比で、数量 73.0%、金額 84.4%、単価 115.5%となった。**水揚げが少なく、梅雨で売れが悪かった**。需要と供給のバランスが取れておらず、値段が高かった。

【燃料小売業（LP ガス協会）】

8 月積みサウジアラムコ産の液化石油ガスはプロパン 590 ドル（前月比 + 10）、石油化学原料のボタンが 570 ドル（前月比 + 5）と若干上がった。中東市場は猛暑、電力事情が増加したサウジアラビアからの出荷が減少、インドの需要増加にターム優先で販売は限定的、アメリカ産の積出遅延でタイト感が強まった。

【中古自動車販売業】

7 月は猛暑日が続き来店も少なくなり、厳しさを増した。新車メーカーの不正問題発覚等により、新車

の生産が鈍り、タマ不足に陥り、今後の懸念される。更に、円安が進行し、輸出業者の応札が活発で、**価格が高騰し、仕入れが困難になり在庫不足に陥った。**

【青果小売業】

例年にない高温により**青果物の入荷が不安定**となっている。価格上昇分を販売価格に転嫁できるかどうかで今後の収益が変わってくる。

【農業機械小売業】

売上の減少が止まらない。経営維持の為各社工夫している。

【石油販売業】

7 月は原油高、円安で推移したものの、下旬にかけて原油安、円高に動き始めた。一方、株安に転じ経済の鈍さも反映されてきた。**石油製品の需要も鈍く、酷暑の影響と見られる**。本来はドライブシーズンである夏場の見込みの当てが外れた。従業員の賃上げ

も国の要請の下で動いているものの厳しさから一向に進んでいない状況である。

【鮮魚小売業】

猛暑続きで必要な魚が少なく高値になり、セリ場では氷が少なく魚の焼けているのが多くなっている。客足は少ないが、土用丑の日は昨年より良かった。

【運動具小売業】

7月は雨・酷暑など天気の影響もあり、野外活動の自粛が見られた。この酷暑は生命に関わることでスポーツをする気候ではなく、悩ましいところである。

【商店街（始良市）】

梅雨が明け尋常ではない暑さに、行政からの外出自粛が出ていることもあり、商店街を歩く人が全くいない状況である。

【商店街（鹿児島市）】

地元の人にいかに愛され、継続的に稼げるかが問題であり、個店強化の為の施策を商店街としても支援しないといけない。特に「人」が不足して営業時間の短縮を実施している店舗もあり、人件費などの高騰も懸念される。6月から実施した「まちゼミ」は好評のうちに終了したため8月は結果検証会開催し、PDCA サイクルを回していきたい。「個店の強化」が一丁目一番地と感じ、「価格転嫁」をテーマとし研修会を開催すべく準備中である。

【商店街（鹿児島市）】

組合近辺の地域を対象としたプレミアムポイント事業（予算 1.2 億円）は、7月下旬の販売後5日で完売した。

【サービス業（旅館業 / 県内）】

販売価格、物価高、労働不足、全てにおいて対策努力しており、感染症対策も引き続き実施している。

【測量設計業】

県内同業者（上位 23 社）の売上金額を集計（2024 年度）すると、対前年度比 73% に留まっている。来月もしくは再来月には上昇してくるものと予想しているが、このままの受注ペースではどの業者も非常に苦しい。発注機関は、早め早めに委託業務を発注して頂きたい。令和 6 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価が発表された。対前年度比 5.8% 増（全職種（職階）単純平均）となることが決まり、我々の業界は、人件費に投資しやすい環境が整いつつある。

【旅行業】

先を見たインバウンドに対する対応の動きがある。また、人手不足の声もある。

【建築設計監理業】

7月の公共団体等の入札状況は、件数で 61 件程度、契約金額で約 2 億 4 千 4 百万円程度であり、前年同月（82 件、約 2 億 8 千 7 百万円）と比較すると件数、契約金額ともに減少となっている。また、6月の新

設住宅着工戸数は 858 戸で、対前年同月比（842 戸）は 1.9% の増と僅かではあるが 3 月連続の増であった。

【自動車分解整備・車体整備業】

7月は車検台数が微増となった。梅雨が明け連日暑い日が続いて、人にも車にも悪影響が出そうである。特に冷却水やオイルエアコンの点検に気をつけて運転していただきたい。

【電気工事業】

人材不足が引き続き課題となっている状態で、人員配置等苦勞しているところが多いように見える。また、猛暑日が続いて無理ができない状態である。

【造園工事業】

例年通り 7 月この時期は、公園草刈り業務や道路草刈り業務及び水源地草刈り業務等に追われている。そのため作業員の確保が重要課題である。また、この時期は酷暑で非常に厳しい労働環境の中での作業となり、熱中症等の発症も懸念している。

【管工事業】

材料価格の上昇が再燃してきた感がある。技術者不足及び労務費の高騰も重なり、組合員は厳しい経営を強いられている。

【建設業（鹿児島市）】

建設資材や燃料費等が高止まりし、引き続き建設業の経営を圧迫している。適正な利潤の確保が大きな課題となっている。

【建設業（薩摩川内市）】

市の公共工事の発注が少しだけ上向いてきたが、国の発注額については、昨年度と比較にならないほど低くなっている。

【建設業（奄美市）】

セーフティネット借入、二次製品共同購入利用があった。

【貨物自動車運送業】

県下 164 運送事業者の燃料購買動向は、前月と比較して 108.11% に増加、前年同月と比較して 92.15% に減少した。

【運輸業（個人タクシー）】

外国観光客船の入港によりタクシーが不足している。マイクロバスなどの利用に良い案は無いか模索中である。また、円安も高止まりし、最低賃金も課題となっており、少々気がかりである。

【運輸・倉庫業】

フェリー値上や労働時間短縮で運賃値上げになっているが、物量は前年と比べて減ってきている。長距離輸送から撤退した企業もあり長距離輸送車両の台数も減少している。熱中症対策で空調服や飲料を支給している企業もあった。労働時間の改善は進んでいるが、収支は厳しい状況が続いている。

令和6年8月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額 1,000 万円以上・法的整理のみ)
 (株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数 3 件 負債総額 1 億 4,000 万円
 [件数] 前年同月比 1 件減 [負債総額] 前年同月比 36.7%減

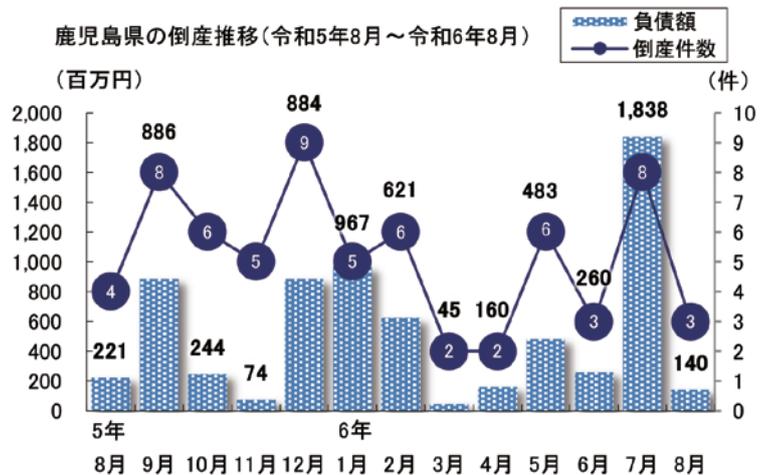
ポイント

～件数、負債総額ともに前年同月比減少～

◆倒産件数は 3 件で前年同月比 1 件減少、前月比 5 件減少。

◆負債総額は 1 億 4,000 万円で前年同月比 36.7%減少、前月比 92.4%減少。

鹿児島県の倒産推移(令和5年8月～令和6年8月)



【今後の見通し】

令和6年8月の倒産件数は3件と前年同月比で1件減少し、前月比では5件減少となった。

新型コロナウイルス関連倒産は0件で、前月比で2件減少した。

個人消費に関しては、食料品や飲料等の販売状況は持ち直しが見られる。観光関連では主要ホテル・旅館の宿泊客数は増加推移となるものの、奄美地区を中心に宿泊客数が減少となる地区もあり、横ばいが続いて

いる。また、畜産相場も肉用牛を中心にブロイラーや鶏卵相場も低迷しており、畜産業の動向は引き続き低調である。いずれにしても、企業からは「物価上昇の影響」や「人材不足による不安感」が根強いほか、最低賃金引き上げによる中小企業を中心とした企業収益の圧迫も想定され、景気動向や倒産件数の推移は引き続き、これまで同様の推移が続くものと推察される。

令和6年8月 主な企業倒産状況 (法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	所在地	態様
A(株)	化粧品製造販売	100	10,000	鹿児島市	破産
(株)K	書籍卸	30	5,000	中薩地区	破産
(株)P	アイスクリーム小売	10	3,500	鹿児島市	破産

※主因別は、「販売不振」3件。

第76回 中小企業団体全国大会

- 日 時 令和6年10月24日(木)
13時40分～16時30分(予定)
- 場 所 福井市「フェニックス・プラザ」

☆お問い合わせは総務企画課まで

**レディース中央会2024
全国フォーラムin鹿児島**

- 日時 令和6年11月7日(木)
13時30分～20時00分
- 場所 鹿児島市「SHIROYAMA HOTEL
kagoshima(城山ホテル鹿児島)」

☆お問い合わせは総務企画課まで



表紙・本文中で登場する
ぐりぶー&さくらとその子供達は
鹿児島県のPRキャラクターです♪

©鹿児島県ぐりぶー #811

令和6年10月

5日(土) 11:00～	中央会青年部会 「かごんまわっぜかフェスタ'24」 鹿児島市「天神おつきや商店街ぴらも～る」
-----------------	--

令和6年11月

12日(火) 16:00～	青年部講習会 鹿児島市「サンプラザ天文館」
18日(月) 15:30～	鹿児島県商店街振興組合連合会 「創立50周年記念式典」 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」

※各種都合により、変更になる場合は改めてご案内いたします。

P10 組合運営のスペシャリストを目指そう!
～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～の解答

- | | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| a | b | d | c | a |

お問い合わせ

鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階
TEL:099-222-9258 FAX:099-225-2904
情報誌へのご意見・ご要望はこちらまで
magazine@satsuma.or.jp

今月の表紙

「川内大綱引」



「@川内大綱引2024」

毎年9月秋分の日の前日に開催される、薩摩川内市の川内大綱引は、2024年3月、国の重要無形民俗文化財に指定されました。歴史が長く、約420年以上続く伝統行事となっています。

当日の朝から自衛隊川内駐屯地、建設業協会、地元の高校生・中学生、一般市民など一丸となって綱練りが行われ、体と体が激しくぶつかり合う様が見る物を圧倒する勇壮な綱引です。



HAPPY DESIGN SURVEY

幸せデザインサーベイ

「幸せデザインサーベイ」は、商工中金の新サービスです。詳細については、<https://www.happydesignsurvey.com> をご覧ください。

幸せデザインサーベイは、会社の幸せを可視化します。

一緒に幸せな会社を創りましょう
幸せが、企業の成長を起動する



人を思う。未来を思う。

商工中金

<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



幸せに
フォーカス

中小企業の幸せにフォーカスした商工中金独自の従業員向けアンケート調査です。



売上と幸せの
関係性

幸せ指数の高い企業は、売上の成長率も高い傾向にあります。



WEB で簡単！

サーベイは、URL、QRコードから、WEBで簡単に受けられます。スマホにも対応しています。



従業員の
本音が聞ける

個人情報を特定する質問がなく、従業員の本音を聞くことができます。



豊富な
ソリューション

数値が悪くても大丈夫！豊富なソリューションにより、改善をサポートします。

鹿児島支店

099 (223) 4101

〒892-0847 鹿児島市西千石町17-24

お役立てください県共済



- ❖ 火災共済（地震危険補償特約）
- ❖ 休業対応応援共済
- ❖ 自動車事故費用共済（まごころ共済）
- ❖ 生命傷害共済
- ❖ 医療総合保障共済・傷害総合保障共済
- ❖ 自動車総合共済（MAP）



鹿児島県火災共済協同組合

理事長 小正 芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号（県産業会館5階）

<http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai>

TEL:099(225)4218

FAX:099(227)3595

全国中小企業団体中央会の
「業務災害補償制度」と「ビジネス総合保険制度」で

事業活動リスクを 包括的にカバー します。

企業経営には多くのリスクが存在しています

- 労災訴訟のリスク
- 労務災害のリスク
- 事業休業のリスク
- 賠償責任のリスク
- 財物損害のリスク

災害や事故などをはじめ、様々なリスクへの
備えが**企業経営への安心**につながります。

大好評

業務災害補償制度

新しい労災リスクから会員の皆様をお守りする
業務災害補償制度の特徴

- 全国中小企業団体中央会のスケールメリットによる
割安な保険料水準
一般加入と比べ約半額の掛金水準
- 労災賠償に備える「**使用者賠償責任保険**」を標準セット
- 政府労災保険の給付を待たずに**保険金のお支払いが可能**
政府労災保険への加入が必要です。(使用者賠償責任保
険は給付決定後の支払いになります)
- 契約は無記名式。**短期労働者やパート・アルバイトも包括補償**
- 掛金は売上高と業種で算出**掛金は全額損金算入可能**

ビジネス総合保険制度

事業活動を取り巻く様々なリスクから
会員の皆様をお守りする
ビジネス総合保険制度の特徴

- 全国中小企業団体中央会のスケールメリットによる
割安な保険料水準
- 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリ
を解消し、**一本化してご加入**
- 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)
リスクを総合的に補償
- 事業休業補償により災害に遭った際の
事業継続のための資金を確保
- 保健所指示などによる新型コロナウイルス感染症の**消毒
費用および消毒に伴う営業休止にかかる損失を補償**

本内容は業務災害補償制度およびビジネス総合保険制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は引受保険会社の約款、パンフレット等に従います。

お問い合わせ先

鹿児島県中小企業団体中央会
〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号
鹿児島県産業会館5階
TEL: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

お見積り、ご加入手続きは引受保険会社にお問い合わせください。
(*募集覚書締結中央会になります。)

制度引受保険会社(制度参入順)

東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社(令和4年7月より業務災害のみ)

制度運営

全国中小企業団体中央会

本広告は有限会社エヌ・エス・エイサーサービスによるものです。